

議案第 1 1 8 号

安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年安中市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 21 条第 3 項中「。以下「認定こども園法」という。」を削る。

第 23 条第 1 項中「（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

第 26 条各号を次のように改める。

- （1） 保育所 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年群馬県条例第 93 号）（保育所に係るものに限る。）
- （2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例（平成 18 年群馬県条例第 59 号）
- （3） 幼保連携型認定こども園 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年群馬県条例第 61 号）
- （4） 家庭的保育事業等を行う事業所 安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年安中市条例第 17 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年安中市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 21 条第 3 項中「。以下「認定こども園法」という。」を削る。

第 23 条第 1 項中「（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

第 26 条各号を次のように改める。

- （1） 保育所 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年群馬県条例第 93 号）（保育所に係るものに限る。）
- （2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例（平成 18 年群馬県条例第 59 号）
- （3） 幼保連携型認定こども園 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年群馬県条例第 61 号）
- （4） 家庭的保育事業等を行う事業所 安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年安中市条例第 17 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。